

指定介護予防支援事業者の指定等について

1 準備指定等について

平成18年4月から予防給付の対象となる者の介護予防サービス計画については、3月中に作成する必要があることから、平成18年3月10日～14日までの間において、指定介護予防支援事業者の準備指定に係る申請受付を行い、3月20日付で介護予防支援事業者の準備指定を行った。

なお、準備指定申請時には、最低限、人員配置等の指定基準を満たしていることが確認できる書類の提出を求めるとしたため、準備指定申請の際に未添付の書類の提出を受けたうえ、4月1日付けで改めて本指定を行うこととなる。

2 指定介護予防支援事業者が介護予防支援業務の一部を指定居宅介護支援事業者に委託する場合の手續について

指定介護予防支援事業者が介護予防支援業務の一部を指定居宅介護支援事業者に委託しようとするときは、あらかじめ、当該事業所の名称や委託期間等について市町村長に届け出なければならないこととされている。(介護保険法施行規則第146条の26)

委託する事業所について、本市の取扱方針に合致するものについては、既に本市の取扱方針について京都市地域包括支援センター運営協議会の承認を得ていることから、個別に承認を得る必要はないものとする。

本市の取扱方針に該当しない例外的取扱いを行う必要がある事案について、事前に個別承認を得ることは、実務上困難であることから、本市が当該取扱いを妥当なものと判断するときは、委託に係る届出を受理したうえ、定期的に区・支所地域包括支援センター運営協議会に報告し、取扱いの妥当性について協議を行うこととする。

(例1) 聴覚障害者である要支援者に対し適切な介護予防支援を行うため、手話のできる介護支援専門員を配置している、地域包括支援センターと同一又は隣接の区役所・支所管内以外に所在する指定居宅介護支援事業所に介護予防支援業務を委託する場合

(例2) 地域包括支援センターと同一又は隣接の区役所・支所管内以外に所在する医療機関に通院する精神疾患や難病の要支援者に対し、主治医との連携の下、円滑な介護予防支援を行うため、当該医療機関に併設されている指定居宅介護支援事業所に介護予防支援業務を委託する場合

(例3) 住民票の住所地は本市であるが、他市町村に居住している要支援者について、居住地の指定居宅介護支援事業所に介護予防支援業務を委託する場合 等

(参考)

地域包括支援センターが指定居宅介護支援事業者に新予防給付のケアマネジメント業務の一部を委託する場合の基準

平成17年度第5回京都市民長寿すこやかプラン推進協議会（平成18年2月16日）により承認されたもの

1 新予防給付のケアマネジメント業務の委託先について

新予防給付のケアマネジメント業務を委託することができる事業者は、次に掲げるいずれの要件も満たす指定居宅介護支援事業者であることとする。（地域包括支援センターを設置する法人が運営する指定居宅介護支援事業所に新予防給付のケアマネジメント業務を依頼する場合を含む。以下同じ。）

- (1) 新予防給付ケアマネジメント従事者研修を受講した介護支援専門員を配置していること、かつ、当該研修修了者をもって新予防給付のケアマネジメント業務を行わせることを委託の条件とすること。
- (2) 指定居宅介護支援事業所が地域包括支援センターと同一又は隣接の区役所・支所管内（他市町を含む。）に所在していること。

2 新予防給付のケアマネジメント業務を委託できる要支援者の範囲について

新予防給付のケアマネジメントについては、新規申請により要支援と認定された者については、原則として地域包括支援センターにおいて実施することとし、更新申請により要支援と認定された者であって状態の安定している者については、委託することができるものとする。

なお、新規申請により要支援と認定された者であっても、次に該当する場合については委託することができる。

- (1) 新規申請により要支援と認定された者のうち、同一世帯の要介護者が指定居宅介護支援事業者から居宅介護支援を受けており、同一の指定居宅介護支援事業者が担当することが適当と認められる場合
- (2) 新規申請により要支援と認定された者のうち、同一世帯の要支援者が地域包括支援センターから委託を受けた指定居宅介護支援事業者により介護予防支援を受けており、同一の指定居宅介護支援事業者が担当することが適当と認められる場合
- (3) 新規申請により要支援と認定された者のうち、過去に要介護（要支援）と認定されていた期間があつて、当該期間にケアマネジメントを担当していた指定居宅介護支援事業者が新予防給付のケアマネジメントを実施することが適当と認められる場合
- (4) 要介護と認定されていた者が更新申請等により要支援と認定された場合であつて、要介護と認定されていた期間に居宅介護支援を実施していた指定居宅介護支援事業者が引き続き新予防給付のケアマネジメントを実施することが適当と認められる場合
- (5) 本人又は家族が地域包括支援センターによる新予防給付のケアマネジメントの実施を拒否する場合